

## 第5期 第1回自治基本条例推進委員会 会議録（概要）

名称	第5期 第1回自治基本条例推進委員会
開催日時	令和元年7月30日（火） 午後6時30分～午後8時15分
開催場所	阪南市役所 3階全員協議会室
出席者	【推進委員】新川委員、壬生委員、福岡委員、田中委員、小坂委員 奥野委員、今井委員、田邊委員、木村委員、大和田委員 10人出席 【市】水野市長、森貞総務部長 地域まちづくり支援課 戸崎課長、辻野課長代理、岩下総括主事、枇榔主事
傍聴人数	0人
議題	1. 阪南市自治基本条例に基づく協働の指針の策定についての諮問 2. 阪南市自治基本条例推進委員会の役割について 3. 阪南市自治基本条例推進委員会検証部会員の選出について 4. 阪南市自治基本条例の推進について
資料	○資料1 阪南市自治基本条例推進委員会委員名簿 ○資料2 阪南市自治基本条例推進委員会条例 ○資料3 阪南市自治基本条例推進委員会条例施行規則 ○資料4 阪南市自治基本条例（解説付） ○資料5 阪南市自治基本条例パンフレット ○資料6 阪南市自治基本条例の見直し・運用に関する提言 ○資料7 自治基本条例に基づく協働の指針について検討作業の進め方（案）
会議	<p>【各委員自己紹介】</p> <p>【委員長及び副委員長の選出】</p> <p>委員長に新川氏、副委員長に壬生氏を選出。</p> <p>承認</p> <p>【阪南市自治基本条例に基づく協働の指針の策定についての諮問】</p> <p>事務局 協働の指針の策定について水野市長から、自治基本条例推進委員会へ諮問を行う。 各委員へ諮問書の写しを配付。</p> <p>（推進委員からの意見、質疑・応答）</p> <p>なし</p> <p>【阪南市自治基本条例推進委員会の役割】</p> <p>事務局 阪南市自治基本条例推進委員会の役割について、資料1～6に基づき、事務局より説明。 条例や規則を基に、自治基本条例推進委員会の役割について説明。また、自治基本条例の解説付きや、平成29年5月に提出阪南市自治基本条例の見直し・運用に関する提言（以下、提言書という。）を基に、自治基本条例の理念や今までの経過を説明。</p> <p>（推進委員からの意見、質疑・応答）</p> <p>なし</p> <p>委員長 また、疑問な点などは、元に戻ってご質問いただいても結構です。まずは、この委員会の役割については今説明のあった内容について議論をいただくということになります。よろしくお願いいたします。</p> <p>【阪南市自治基本条例推進委員会検討部会員の選出について】</p> <p>事務局 阪南市自治基本条例推進委員会検討部会員の選出について、資料7に基づき、事務局より説明。 協働の指針の策定に関する基本的な事項の検討を行う検討部会を設置する旨、説明。また、検討部会の進め方やスケジュール（案）について説明。委員長より検討部会員の選出。</p> <p>委員長 この条例の検討にあたりましては、今期は会議全体で11名ですが、全員で集まり議論をするというのも議論もしにくいということもあり、たたき台を少人数のグループで作成し、それに基づき全体の委員会で議論するという手順でこれまで進めてきておりました。比較的効率的に進んできたと思います。 今回もこれまでと同じように、この推進委員会メンバーから6名に検討部会に入ってもらい、検討部会での議論を行っていただきたい。今回は、協働の指針について検討いただくことになる。そして、もちろん自治基本条例の推進、全般に渡ってのチェックをしていただくということも併せて検討部会で議論いただければ。 それらに基づきまして、検討部会での議論を適宜全体の委員会に報告いただくこととし、そして全体での意見も踏まえて再度、検討部会での議論をしていただくということを繰り返しながら令和3年の5月に答申を目指すということになる。この進め方で、よろしいでしょうか。</p> <p>承認</p>

委員長 部会委員の選出。部会長を壬生副委員長に指名。

副委員長 検討部会の部会長になりました壬生と申します。事務局と相談しながら、皆様とざっくばらんに、皆様のご意見や今まで活動されてきている中で思われていることを、しっかりお話していただけるようにしていきたいと思います。また、部会委員以外の委員の皆様も、定期的にご報告をさせていただきますので、その際はぜひお気づきの点がございましたらご指摘くださいますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 早速部会を開いていただくことになろうかと思えます。部会の皆様よろしくお願いいたします。それから、部会に属さない委員の方も部会での検討を終わって推進委員会が開かれるまで、状況がわからないのか。ということではなく、部会も基本的に公開としているため、傍聴にも行けますので、よろしくお願いいたします。みんなで関心を持って部会での作業を見守っていきたいと思っており、部会員の皆様にはしっかりと議論を交わしていただければと思います。

#### 【阪南市自治基本条例の推進について】

委員長 阪南市自治基本条例の推進について、新しい委員を迎えてはじめての委員会のため、委員長より説明。

- ・自治基本条例とは（自治体の憲法。全国で約383自治体が制定。平成31年3月末時点）

- ・自治の基本を条例で定める意義（条例は法律上の権利義務を発生させるルール）

- ・自治基本条例の制度と運用

- ・阪南市自治基本条例の特徴（市民参加で制定された条例）

- ・阪南市自治基本条例のころ（前文に示される想い・2年間の検討の成果）

- ・条例の目的と理念（基本的な考え方）

- ・条例の原則

- ・各条文について

- ・条例の推進と見直し

- ・条例と推進委員会（第1期～第5期）

- ・第2期の見直し（条文の改正はせず。特に条例の市民への周知が不足。市民参画・市民協働の実現には多くの課題あり。）

- ・第3期の見直し（住民投票：別に定める住民投票条例によるが、いまだ制定がなく、新たに条例制定を提言。市民協働：協働によるまちづくりについて条例中には具体的な規定がなく、推進条文の追加。危機管理：頻発する自然災害に対応するために追加を提案。条例の検証や見直し：施行後5年を超えない範囲で検証と規定、今後も定期的に行う必要から改正へ）

- ・第4期の検討（住民投票条例の策定に向けての検討及び答申、条例の運用状況のチェック：市民参加の現状と課題。情報公開の推進など）

- ・第5期の検討について

#### 【その他】

事務局 必要資料の作成依頼及び検討部会の日程について説明。

委員長 それでは、本日の案件はすべて終了いたしましたので、本日の推進委員会は終了します。